

筑紫女学園大学附属幼稚園 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第60号。以下「運営基準条例」という。）第20条の規定に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 学校法人筑紫女学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 筑紫女学園大学附属幼稚園
- (2) 所在地 福岡市中央区警固3丁目13番34号

(施設の目的)

第3条 筑紫女学園大学附属幼稚園（以下「本園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(施設の運営方針)

- 第4条 本園は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、幼児の心身の調和的発達をはかるとともに、本学園創設の精神を体して宗教的情操を養い、もって人格教育の基礎を培うこととする。
- 2 本園は、良質かつ適切な内容及び水準の教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
 - 2 本園は、本園を利用する幼児（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って教育を提供する。
 - 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、福岡県、福岡市、小学校、他の幼稚園、保育所等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部科学省令第32号）、運営基準条例その他関係法令を遵守し運営を行う。

(提供する教育の内容)

第5条 本園は、幼稚園教育要領（平成30年文部科学省告示）に基づき、本園が定める教育課程に沿って教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本園が教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

なお、員数は本園を利用する園児の数により変動することがある。

- (1) 園長（常勤専従）1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(3) 教頭（常勤専従）1人

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

(4) 主幹教諭（常勤専従）1人

主幹教諭は、園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

(6) 教諭 16人（常勤専従8人、非常勤8人）

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

(7) 養護教諭 1人

(8) 事務職員 1人

(9) 学校医 2人、学校歯科医 1人

学校医、及び学校歯科医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

（教育を提供する日）

第7条 本園が教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

2 前項の規定にかかわらず、本園は次の休業日を設ける。

(1) 夏季休業日 7月中旬から8月下旬まで

(2) 冬季休業日 12月中旬から1月初旬まで

(3) 春季休業日 3月中旬から4月初旬まで

（教育を提供する時間）

第8条 本園の始業及び終業時間は次のとおりとする。

(1) 始業時間 午前8時40分

(2) 終業時間 午後2時00分

2 前項の規定にかかわらず、季節等により多少変更することがある。

（利用者負担その他の費用の種類）

第9条 教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）は、保護者の居住する市町村の長が定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

2 運営基準条例第13条第3項の規定により、本園の教育の質の向上を図るため、別表1に定める費用について、保護者から費用の負担を受けるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として別表2に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、教育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

（利用定員）

第10条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

3歳以上児 150人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第 11 条 本園は、保護者から本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 当該利用申込みを行った保護者又は幼児に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 前項第 2 号の場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。

3 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

4 退園又は休園しようとする場合は、保護者が理由を記して園長に届け出るものとする。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 本園の職員は、教育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、学校医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育の提供により事故が発生した場合は、福岡市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 本園は、園児に対して、教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 13 条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、年 2 回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

附 則

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 教育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

(入園時徴収)

項目	対象	内容等	金額
面接料	全園児	入園・手続きに関する事務費用	2,000 円
入園料	全園児	入園手続き費用	70,000 円
施設費	全園児	施設維持管理費用	40,000 円 (満 3 歳児・3 歳児) 36,000 円 (4 歳児) 32,000 円 (5 歳児)

(毎月徴収)

項目	対象	内容等	金額
職員配置充実費	満 3 歳児 3 歳児	配置基準を超えた職員配置費用 (養護教諭、保育補助)	月額 2,800 円
施設設備費	全園児	施設維持管理費用	月額 6,000 円
卒園準備金	5 歳児	卒業アルバム、文集作成費用	月額 2,000 円

別表 2 教育において提供する便宜に要する費用

項目	対象	内容等	金額
制服代、体操服代	全園児	園児が使用する制服、体操服代	入園時 30,000 円程度
道具代	全園児	園児が使用する道具代 (粘土, はさみ等)	入園時 6,000 円～7,000 円程度
絵本代	全園児	園児が読む絵本代	月額 500 円から 1,000 円程度
バス代	バスを利用する園児	バス利用料金	月額 2,000 円
主食費	全園児	主食の提供に関する費用	月額 400 円～600 円程度
副食費	全園児 ※国制度による副食費免除対象児童を除く	副食の提供に関する費用	月額 2,600 円～3,000 円程度
その他	該当園児	遠足バス代他	未定 (必要に応じてお知らせします)
保護者会費	全園児	保護者会運営費、行事費他	月額 600 円